

## 静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会設置要綱

### 第1 設置の趣旨

ごみの減量やリサイクルの推進について、県民、事業者、行政のそれぞれが一体となった実効ある取組を図るため、静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### 第2 所管事項

- (1) 「静岡県循環型社会形成計画」に基づくごみ減量・リサイクルの推進に関すること。
- (2) その他ごみ減量、リサイクルの推進に必要な事項に関すること。

### 第3 組織

推進委員会は、別表に掲げる団体の代表者等をもって組織する。

### 第4 会長

- (1) 推進委員会に、会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選によって定める。
- (3) 会長は、会務を総理する。
- (4) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### 第5 会議

- (1) 推進委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- (2) 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 第6 幹事会等

推進委員会に、必要に応じて幹事会、作業部会等を置くことができる。

### 第7 庶務

推進委員会の庶務は、くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課において処理する。

### 第8 雑則

この要綱に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年1月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

別表

静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会委員

静岡県消費者団体連盟  
しずおか市消費者協会  
（一社）静岡県地域女性団体連絡協議会  
（一社）静岡県子ども会連合会  
静岡県生活学校連絡協議会  
静岡県PTA連絡協議会  
静岡県環境衛生自治推進協会連合会  
（一社）静岡県商工会議所連合会  
静岡県商工会連合会  
静岡県中小企業団体中央会  
静岡県農業協同組合中央会  
（一社）静岡県紙業協会  
静岡県商店会連盟連合会  
静岡県電機商業組合  
静岡県生活協同組合連合会  
静岡県製紙原料商業組合  
静岡州市長会  
静岡県町村会  
静岡大型店・スーパーマーケット連絡会  
（一社）静岡県環境資源協会  
静岡県環境保全協会  
（公社）静岡県産業廃棄物協会  
静岡県